

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動 の一体的推進について



文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課

地域学校協働活動推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 本動画でお話しする内容

1. 取組の実施状況等
2. 令和5年度概算要求について
3. 今後のスケジュール  
及び事業実施の注意事項について



# 1. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール  
(学校運営協議会を設置した学校)

**学校運営協議会**  
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

- 校長が作成する**学校運営の基本方針**を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に**意見**
- 教職員の任用に関して、教育委員会に**意見**

**校長等**

学校運営の  
基本方針

学校運営・  
教育活動



意見

学校運営  
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10~15人程度  
・地域住民  
・保護者  
・地域学校協働活動推進員 など



※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

教育委員会

任命

委嘱

情報共有

**地域学校協働活動推進員**

地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

**地域学校協働活動**

地域と学校が連携・協働して行う  
学校内外における活動

地域学校協働活動推進員



地域住民等の参画を得て、  
・**放課後等における学習支援・体験活動**（放課後子供教室など）  
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**  
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**などを実施

※ 地域学校協働本部  
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

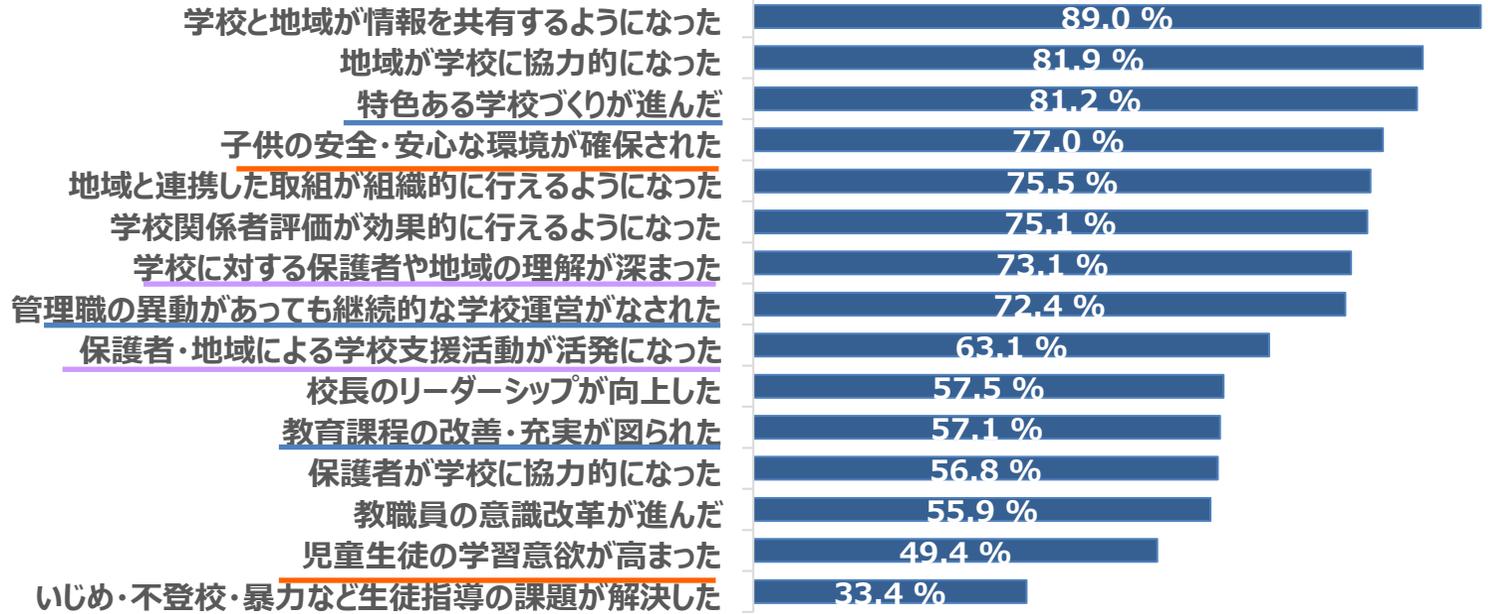
# 1. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の効果

Q：貴校では学校運営協議会の設置・活動によって、どのような成果がえられましたか？

学校  
(教職員)  
への効果

子供たち  
への効果

地域  
(保護者含む)  
への効果



※ CS導入校（校長）を対象とした調査において、肯定的な回答（「とてもあてはまる」「まああてはまる」の合計）のあった項目のうち主要なものを抜粋

事例

## ① 業務内容の棚卸し



## ② 教育活動の再整理・再認識

## ③ 地域と連携・協働した活動の実践

### 業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

### 教員の一日あたりの超過勤務時間が減少



**制度の概要・取組の詳細については、  
下記動画をご覧ください。**



令和4年度 全国生涯学習・社会教育主管部課長会議

<https://www.youtube.com/watch?v=FAP84KZIkH8>

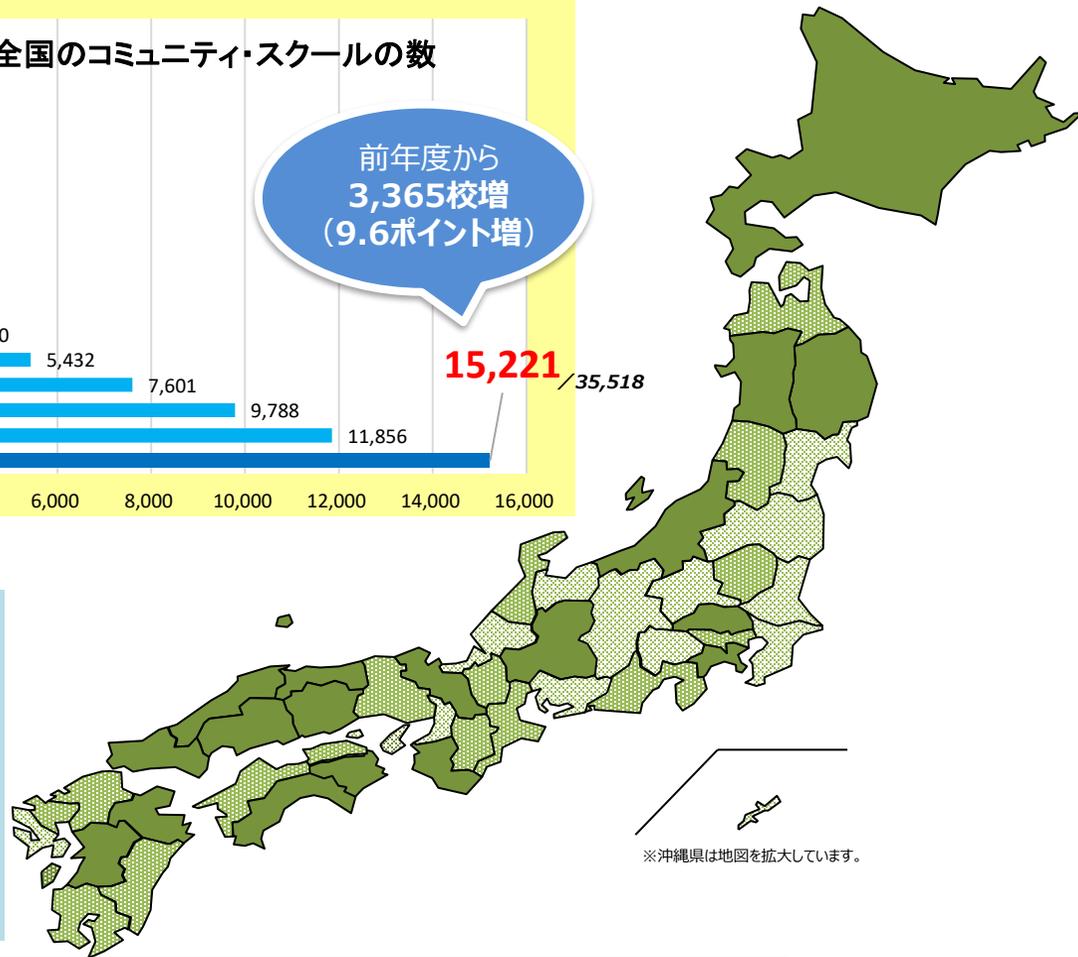
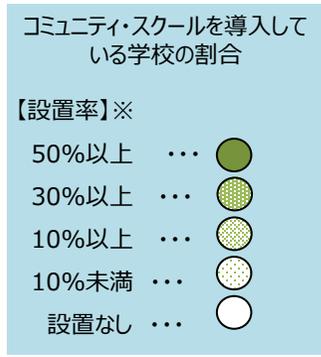
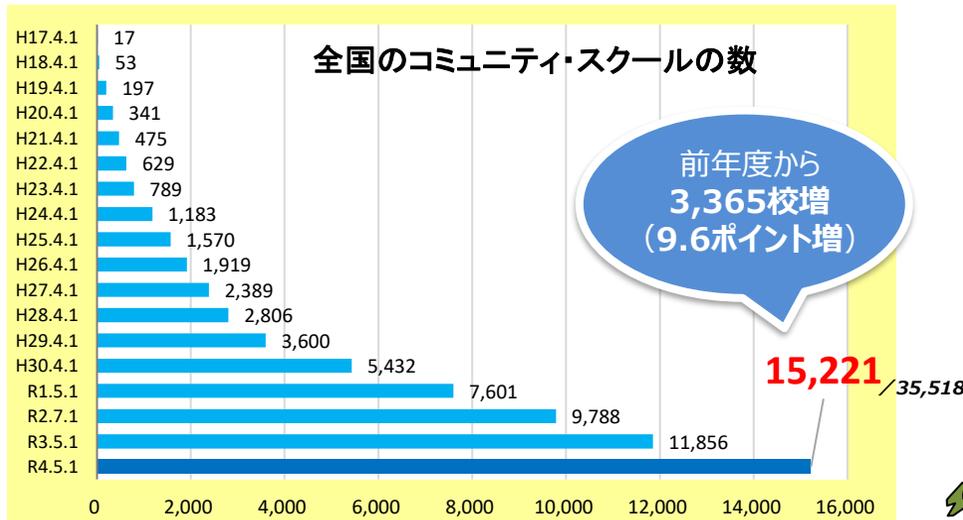
(1:05:20～本事業の説明となります)

# 1. コミュニティ・スクールの導入状況

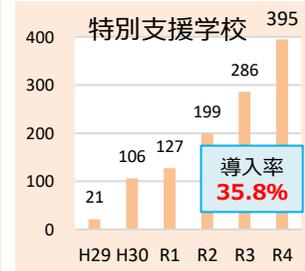
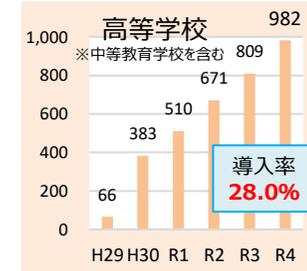
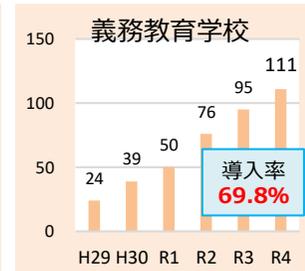
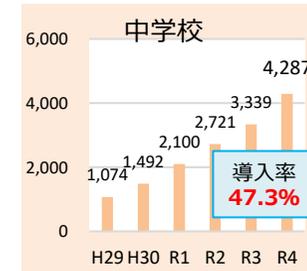
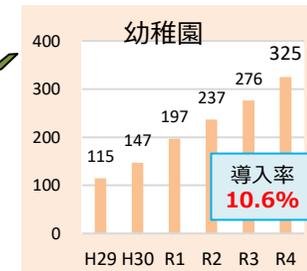
学校運営協議会を設置している学校数：47都道府県内 **15,221**校（令和4年5月1日現在）

（幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395）

全国の学校のうち、**42.9%**がコミュニティ・スクールを導入



## 校種別設置状況



※母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。  
 ※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

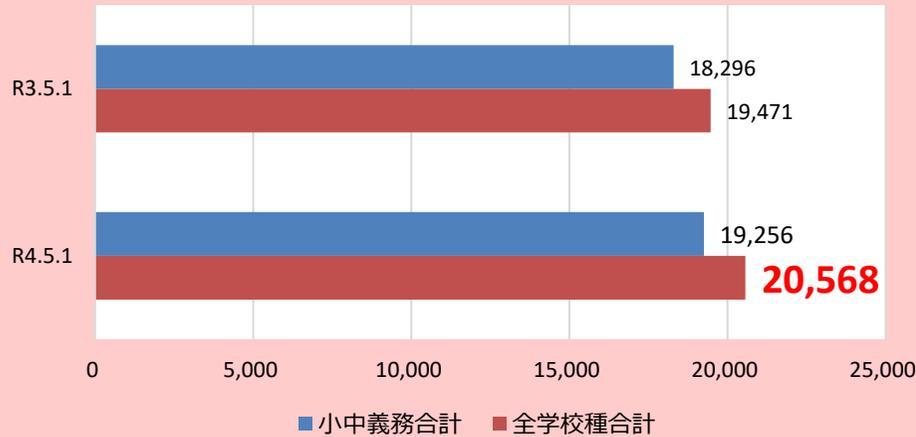
# 1. 地域学校協働本部の整備状況

地域学校協働本部が整備されている公立学校数： 47都道府県内 **20,568**校（令和4年5月1日時点）

（幼稚園612、小学校13,160、中学校5,976、義務教育学校120、高等学校494、中等教育学校4、特別支援学校202）

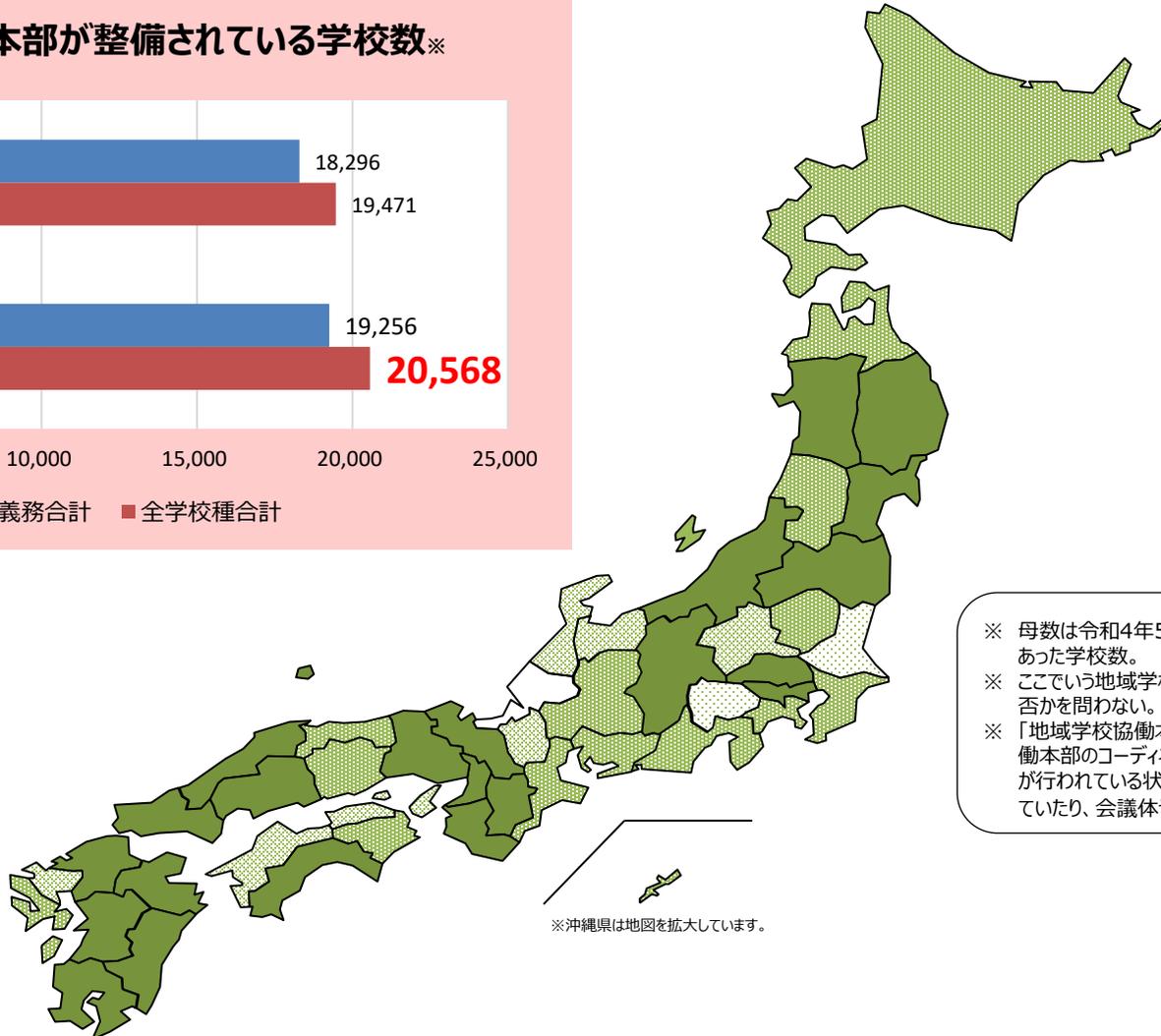
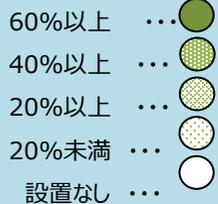
全国の公立学校のうち、**57.9%**が地域学校協働本部にカバーされている

地域学校協働本部が整備されている学校数※



地域学校協働本部が整備されている学校の割合

【整備率】※



※沖縄県は地図を拡大しています。

- ※ 母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から回答があった学校数。
- ※ ここでいう地域学校協働本部とは、国庫補助による活動か否かを問わない。
- ※ 「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があるものではない。

# 1. 地域学校協働活動推進員等の配置状況

## ○ 地域学校協働活動推進員

社会教育法第9条の7において定められている、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う、教育委員会が委嘱している者。統括的な地域学校協働活動推進員は、これらの者を統括する立場の者。

## ○ 地域コーディネーター

教育委員会が社会教育法に基づいた地域学校協働活動推進員として委嘱していないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者。統括コーディネーターはこれらの者を統括する立場の者。

合計 令和4年5月1日現在（年度内の予定を含む）	32,954人（前年度31,012人）
地域学校協働活動推進員 （統括的な地域学校協働活動推進員含む）	11,380人（前年度8,843人）  約2,500人増
地域コーディネーター （統括コーディネーター含む）	21,574人（前年度22,169人）

# 1. 取組の方向性

## 【コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ】（抜粋）

文部科学省 令和4年3月14日公表

- ・ 関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。
- ・ 地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

### (1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

### (2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

### (3) コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

# 1. 取組の方向性

## 【教育進化のための改革ビジョン】（抜粋）

文部科学省 令和4年2月25日公表

- 全ての学校でのコミュニティ・スクールの導入を加速（重点期間：令和4～6年度）し、地域に開かれた学校運営の実現と防災活動等での学校・地域の連携強化
- 地域や企業と学校が連携した形での学習支援や、起業家との触れ合い、豊かな体験機会の提供

## 【経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針2022）】（抜粋）

令和4年6月7日閣議決定

- 地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、夜間中学の設置、医療的ケア児を含む障害のある子供の学びの環境整備、障害者の様々な体験活動やこれを含む生涯学習を推進する。

## 【地域とともにある学校づくり推進フォーラム2022兵庫】（6/11）

末松文部科学大臣挨拶

- 今後3年間で、全国でのコミュニティ・スクールの導入数を現在から倍増、約2万校に拡大していきたい。

## **2. 令和5年度概算要求について**

**(1) 学校を核とした地域力強化プラン**

**(2) 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」**

**(3) 令和5年度概算要求のポイント**

**(4) 学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究**

**(5) その他の文部科学省の取組**

## 2. (1)学校を核とした地域力強化プラン

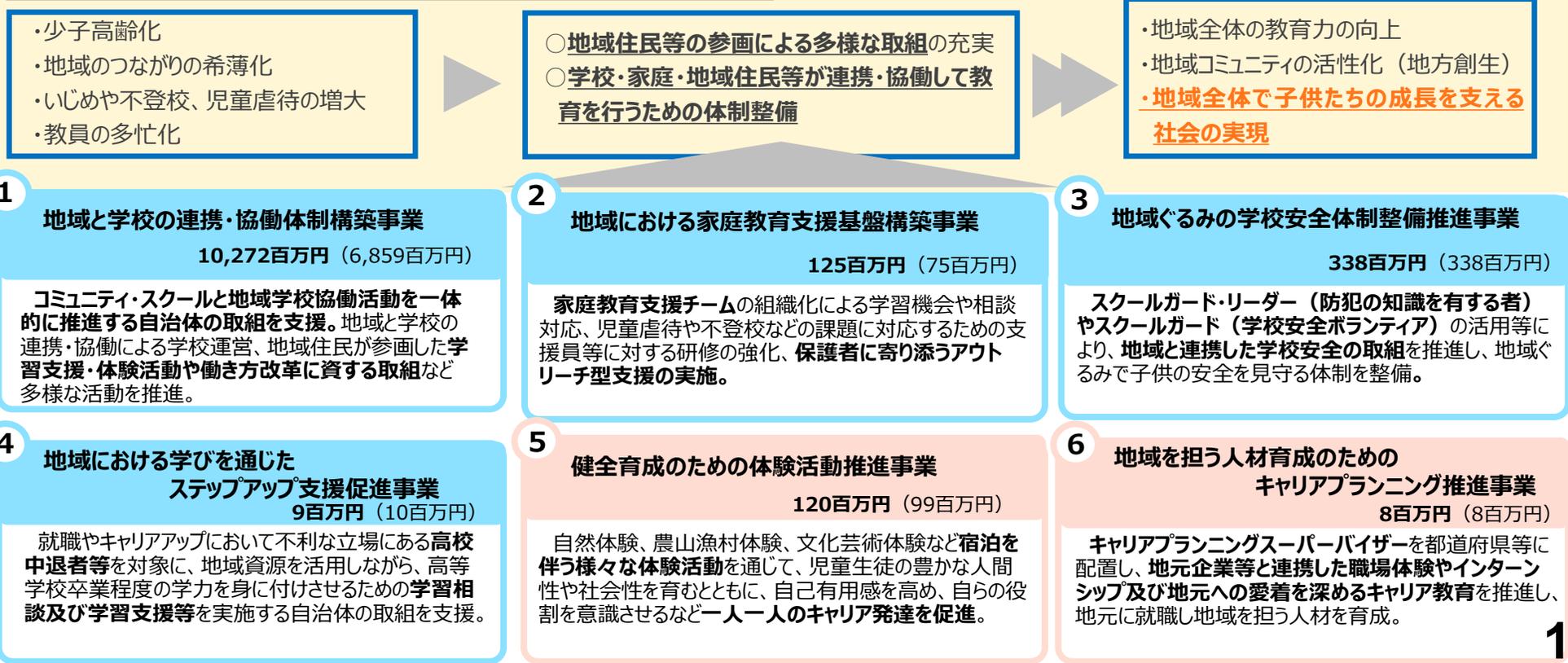
令和5年度要求・要望額 10,937百万円  
 (前年度予算額 7,446百万円)



- 背景・課題**
- ▶ 予測困難な現代社会においては、子供たちや学校、地域が抱える様々な課題に対し、**学校・家庭・地域が連携して対応していく必要がある**
  - ▶ そのため、自治体が、それぞれ**地域の実情やニーズに応じた効果的な取組を実施**できるよう、**選択した複数の事業を総合的、又は連携して支援**
  - ▶ 地域の**多様な関係者が、当事者として取組に参画**し、取組の中でさらに学び・つながり、その学びやネットワークが取組を発展させる**学びの循環づくり**、**学びを通じた地域づくり**を推進し、**地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会の実現**を目指す

### 事業内容

事業概要：	下記①～⑥のメニューを組み合わせて実施する自治体の取組を総合的又は連携して支援する補助事業	補助率：	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 (都道府県等が直接実施する場合、都道府県等 2/3)
対象(交付先)：	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)	件数・単価：	各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる



## 2. (2) 地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和5年度要求・要望額

10,272百万円

(前年度予算額)

6,859百万円)



文部科学省

### 背景・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R3時点：11,856校）
- ▶ 社会教育活動である**地域学校協働活動と密接につながる**ことで、社会に開かれた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、**全ての学校でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することが必要

### 経済財政運営と改革の基本方針2022

(令和4年6月7日閣議決定)

#### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

##### 2. 社会課題の解決に向けた取組

##### (2) 包摂社会の実現（共生社会づくり）

**地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速**するとともに、…（略）

### 事業内容

#### 【事業の概要】

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援（自治体向け補助事業）

対象（交付先）：都道府県・政令市・中核市

要件：① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること  
② 地域学校協働活動推進員を配置していること

補助率等：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3  
(10,000か所×約98万円(国庫補助))

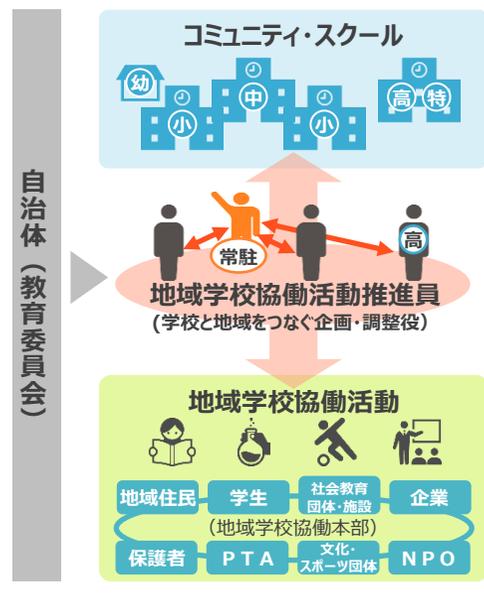
支援内容：地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品費等

#### 【取組例】（岡山県浅口市）

コミュニティ・スクールでの協議により、業務の見直しや効果的な地域学校協働活動を実施し、学校における働き方改革を実現



#### 【具体的な取組】



#### 【主なポイント】

- ▶ **地域学校協働活動推進員の配置**
  - 10,000か所 (31,000人)
  - うち10,000人を常駐化 (8,000人増)
  - 新たに高校等 1,000人増
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
  - ① 学校の働き方改革に資する取組
  - ② 学習支援や体験・交流活動
  - 特に、困難を抱える子供への対応
  - 企業等と連携した活動**
  - 学校の部活動支援との連携** 等
  - 課題に対応するための活動を充実
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の強化**
  - CSアドバイザーの配置（都道府県等）
  - 研修の充実
  - デジタル技術の活用促進

#### 【アウトプット（活動目標）】

- 地域学校協働活動推進員等の配置 (R4) 30,000人 → (R5) 31,000人
- 地域学校協働活動（学校の働き方改革に資する取組等）の充実

#### 【アウトカム（成果目標）】

- コミュニティ・スクール導入校数の増加

R4(予定)	R5(予定)	R6(予定)
14,000校	17,000校	20,000校

- 学校の働き方改革に資する取組を実施する学校数の増加 (R3年度：55%)

#### 【インパクト、目指すべき姿】

- 全ての公立学校・地域において、地域と学校の連携・協働体制を構築し、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現

## 2.(3) 令和5年度概算要求のポイント

### ● 補助要件

○ 令和4年度から引き続き、以下2点を補助要件として設定。

※両補助要件を満たす必要あり。

要件(1)：コミュニティ・スクール<sup>\*</sup>を導入していること、または導入計画を有すること

- ① 都道府県並びに市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること
- ② 都道府県並びに市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための計画を有していること、または事業を実施する当該年度に導入計画を策定すること

※地教行法に規定する「学校運営協議会制度」をいう。

要件(2)：地域学校協働活動推進員を配置すること

⇒ 社会教育法に基づく教育委員会からの委嘱を受けていないが、地域と学校の情報共有や地域住民等に対する助言を行うなど、地域学校協働活動推進員に準ずる役割を担う者も含む。

## 2.(3) 令和5年度概算要求のポイント

### ● 補助対象経費

令和4年度に引き続き以下に係る経費を支援

- ① 地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐化
- ② 地域と学校の連携・協働体制の構築
- ③ 都道府県による伴走支援体制の強化
- ④ 事業の実施に必要な人員の配置
- ⑤ 地域学校協働活動等の実施

## 2. (3) ① 令和5年度概算要求のポイント

### ① 地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐化の支援

○ 地域と学校のつなぎ役である地域学校協働活動推進員の配置

#### ○ 地域学校協働活動推進員の常駐的な活動を支援

※地域学校協働活動推進員のうち、総合調整・事務局機能を持つ人材が、十分な活動時間・日数を確保し、常駐的な活動をするための経費を計上し機能を強化。

→1つの地域学校協働本部で1人を目安に地域学校協働活動推進員の常駐化を目指す

→常駐化した者が本部において統括的な推進員の役割を兼務し、働き方改革に資する取組等を強力に推進する。

※引き続き市区町村単位での統括的な推進員を配置することも可能

※現在、財務省との協議過程にあり、今後変更の可能性もあり得る。

## 2. (3) ②～④ 令和5年度概算要求のポイント

### ② 地域と学校の連携・協働体制の構築

- ・都道府県による推進委員会の設置、研修の実施
- ・市町村による運営委員会の設置、研修の実施
- ・コミュニティ・スクールの導入・充実に向けた活動等に係る経費を支援

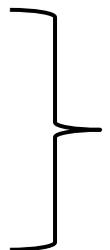
### ③ 都道府県等による伴走支援体制の構築

#### ○ CSアドバイザーの配置（都道府県・政令市）

- ・学校運営協議会の立ち上げや推進体制の構築、円滑な実施に向けて、域内市区町村や学校等に助言を行うアドバイザー配置のために必要な経費を計上。

### ④ 事業の実施に必要な人員の配置

- ・協働活動支援員
- ・協働活動サポーター
- ・特別支援・共生社会サポーター
- ・学習支援員



謝金単価等はR4実施要領から変更なし

※現在、財務省との協議過程にあり、今後変更の可能性もあり得る。

## 2. (3) ③都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築 ＜CSアドバイザーの配置促進＞

コミュニティ・スクールの導入促進や導入後の質的向上を図るためには、都道府県教育委員会等における**持続可能な伴走支援体制**を構築することが不可欠である。

コミュニティ・スクールについて豊かな知識や実践を有する者をCSアドバイザーとして配置し、所管する都道府県立学校や域内の市町村教育委員会に対して、**継続的に適切な助言・支援**を行うことが重要である。

### CSアドバイザーの役割

都道府県や政令指定都市の伴走支援体制の構築や学校運営協議会の設置及びその円滑な実施に向けて、域内市町村教育委員会や学校等に助言・支援を行う。



### CSアドバイザー 役割の具体例



- 都道府県主催の市町村研修会の講師・助言
- 導入に関する地域説明会の講師・助言
- 学校訪問による管理職への助言・支援
- 学校運営協議会への参加及び助言・支援
- CS研修会の企画・運営及び講話・助言
- 社会教育課と学校教育課の連携強化
- 都道府県内各地のCSに関する情報集約と発信

### CSアドバイザーとして想定される人

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する実績があり、教育委員会と連携・協力できる人を想定しています。

- コミュニティ・スクールの経験がある元校長
- 学校と地域の連携・協働の経験があるコーディネーター
- コミュニティ・スクール導入に関わった元教育行政職員 等
- ※ 体制強化の主旨から現職の教育行政職員は想定していません

### CSアドバイザーの配置人数

一例として、都道府県内の各教育事務所にアドバイザーを配置することにより、市町村教育委員会や域内学校に効果的・継続的に助言・支援できることが考えられます。

#### アドバイザー配置の3か年計画



### 研修（CSアドバイザーの資質向上）

配置後、都道府県教育委員会は体制強化を持続可能とするため定期的にアドバイザーの研修を実施することが必要です。

- アドバイザーと都道府県教育委員会の連絡会議
- 市町村教育委員会担当者との合同研修会
- 国や都道府県主催のCSフォーラム参加
- 文部科学省CSマイスターとの合同研修会 等

#### ＜財政支援について＞

国は都道府県等に対し、「地域と学校の連携・協働体制構築事業（補助事業）」により、アドバイザーの配置及び研修に必要な経費を支援。補助率：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3

## 2. (3) ④ 事業の実施に必要な人員の配置 イメージ

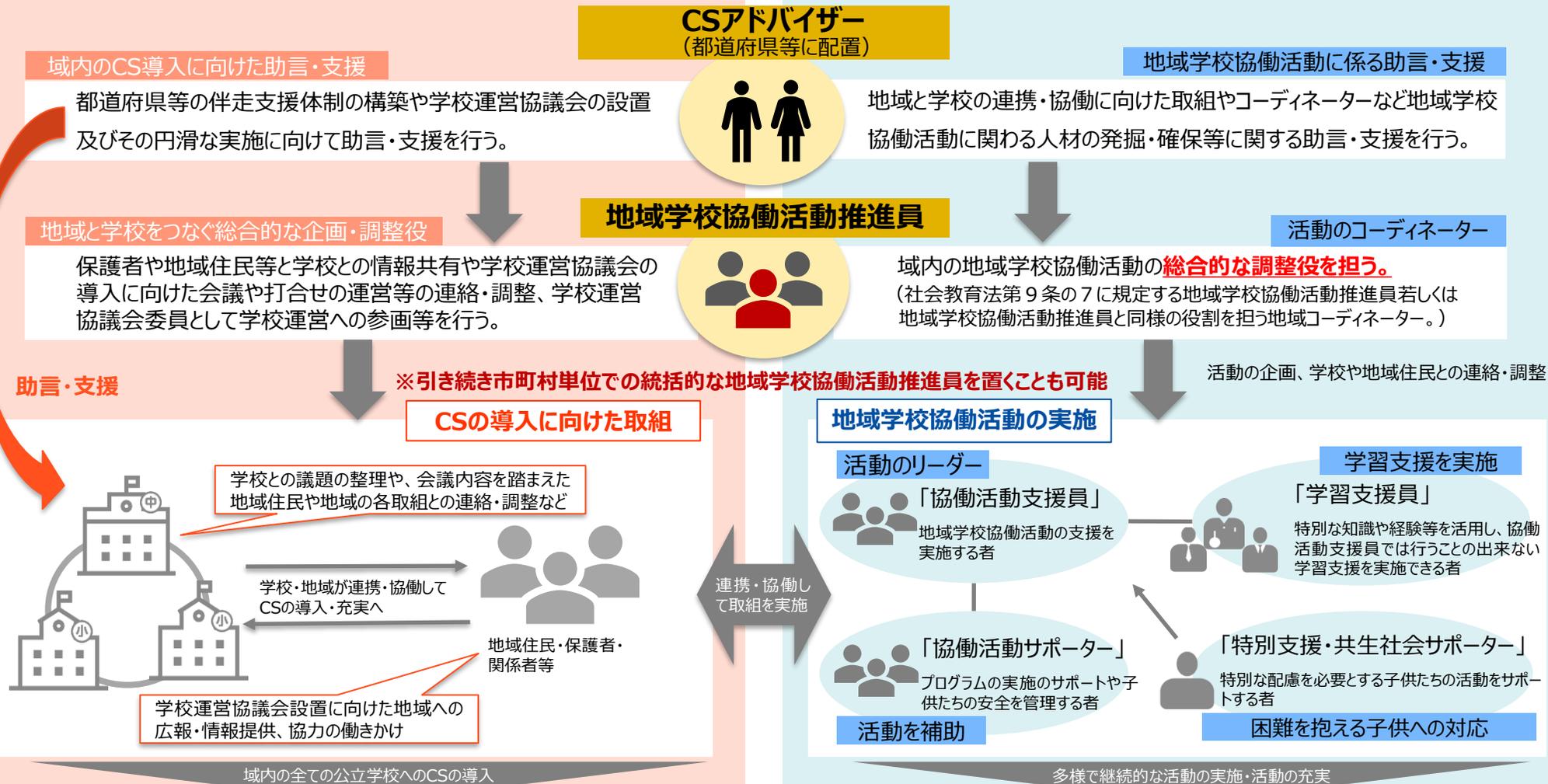
地域と学校の連携・協働体制を構築するため、地域の実情に応じて、補助事業上の実施要領に示す人員を配置しながら、コミュニティ・スクールの導入及び地域学校協働活動の充実にに向けて取り組むことができる。

また、CSアドバイザー及び地域学校協働活動推進員が双方に関わることにより、一体的に推進することができる。

※以下のイメージは予算積算上のモデルであり、これ以外の体制もありうる。

### コミュニティ・スクールの導入・充実にに向けた取組

### 地域学校協働活動の実施（地域学校協働本部）



## 2. (3)⑤ 令和5年度概算要求のポイント

### ⑤ 地域学校協働活動の実施

- 学校における働き方改革に資する取組
- 地域住民等の参画による学習支援・体験活動
- 困難を抱える子供に対応した活動
- 企業等と連携した体験活動

※引き続き地域学校協働活動本部の設置も支援

#### ※放課後子供教室の実施日数について

- ・放課後子供教室の補助対象となる実施日数の上限を年間200日以下とする。(令和4年度実施要領に明記)
- ・地域住民等の参画が不十分な取組に対する経過措置は、縮小予定。

※現在、財務省との協議過程にあり、今後変更の可能性もあり得る。

# 2. (3)⑤ 「学校における働き方改革」に資する取組

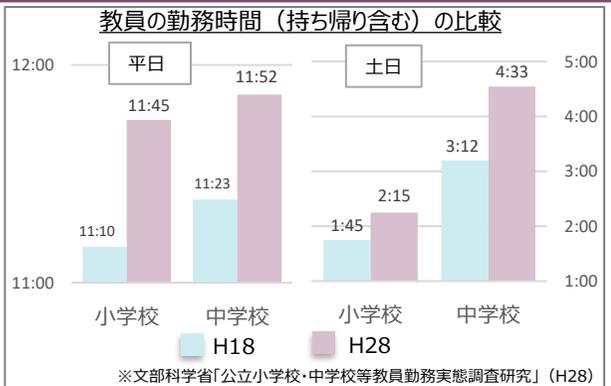
## 内容

地域と学校が教育目標を共有しながら、それぞれの役割を熟議し、両者が連携・協働して行う教育活動や教育支援活動

### 現状と課題

学校の役割の拡大に伴い、教員の業務量・勤務時間が増加。

保護者や地域住民等との適切な役割分担を進め、子供たちの成長のために、教員が真に行うべき業務に注力できるようにする必要がある



### 地域学校協働活動として「学校における働き方改革」を実施

- 学校を地域に開くことにより、**学校や教員、子供を取り巻く状況や課題等を地域や家庭と共有することが可能。**
- 地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、多様な人々とのかわりを通じ、学校内外を通じた子供の生活が充実、活性化

学校と地域住民等が連携・協働して活動に関わることにより、**地域全体で子供たちの成長を支えていくための体制の構築を図る**

### 地域学校協働活動※

#### 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校・家庭・地域の連携・協働のもと、それぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うため、地域住民等の協力により、「学校における働き方改革」に取り組む。

連携・協働

地域学校協働活動推進員  
(地域と学校をつなぐコーディネーター)

連携・協働

協働活動支援員等  
(「学校における働き方改革」を踏まえた活動を中心となり実施)

参画

退職教員、大学生、地域住民、民間教育事業者等の様々な地域人材

#### 【「学校における働き方改革」を踏まえた活動の例】

- ・登下校に関する対応（安全確保、見守り等）
- ・放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
- ・児童生徒の休み時間における対応
- ・校内清掃
- ・部活動の補助（安全管理等）



- 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な地域人材の参画を得て実施
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と一体的に推進することにより、学校の抱える課題を関係者で共有し、効果的に活動を実施することが可能
- 慣習的に学校が担ってきた役割等について学校・家庭・地域の役割を関係者で熟議しながら、それぞれが連携・協働して取り組むよう見直し
- 学校支援に関する活動の他、地域住民等の参画により、学校の教育活動をより豊かにするための取組や、学校行事への地域住民の参画等も可能
- 地域学校協働活動の一環として、協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

※地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

# 2. (3)⑤ 地域住民等の参画による学習支援・体験活動

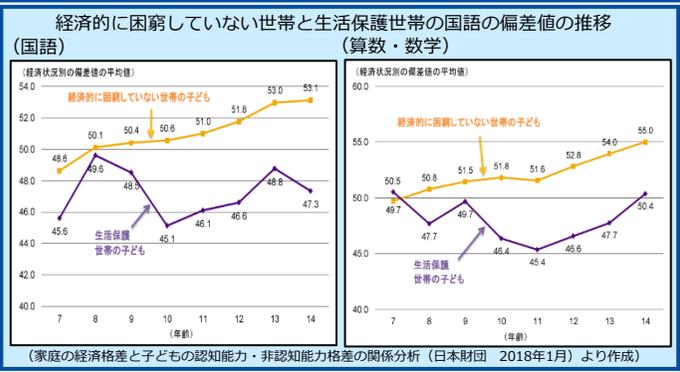
## 内容

全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援・体験活動等

### 現状と課題

児童生徒や家庭の社会的経済的背景 (SES) と学力には相関関係があるとされている

家庭の事情に左右されず、誰もが学習できる環境づくりが必要



### 地域学校協働本部において、地域住民等の協力を得ながら地域における学習支援等を実施

- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能

学校と地域住民等が連携・協働して活動に関わることにより、地域全体で子供たちの成長を支えていくための体制の構築を図る

### 地域学校協働活動\*

- 学校の教育活動、授業内容等の共有
- 宿題実施にあたっての指導方法等の共有
- 学校で実施できなかった体験活動や実験等の実施依頼

連携・協働

地域学校協働活動推進員  
(地域と学校をつなぐコーディネーター)

連携・協働

学習支援員・協働活動支援員等  
(学習支援等の実施、サポート)

参画

退職教員、大学生、地域住民、民間教育事業者等の様々な地域人材

### 地域住民等の参画による学習支援・体験活動

全ての児童生徒を対象に、放課後や土曜日、夏休み等に、学校の空き教室や図書室、公民館等において、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、学習支援等を実施

### 【地域住民等の参画による学習支援・体験活動の例】

- ・ 予習・復習、補充学習・ICT (学習アプリ等) を活用した学習
- ・ 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- ・ 大学生等による進路相談
- ・ 実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験、スポーツ教室など



- 実費以外は原則利用者負担なし
- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
- 放課後子供教室や地域未来塾等を活用して実施
- 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な人材が学習を支援
- 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
- 地域学校協働活動の一環として、学習支援員や協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

\*地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

## 2.(3)⑤ 地域学校協働本部の整備

- 社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い**体制**。

### 【地域学校協働本部の3つの要素】

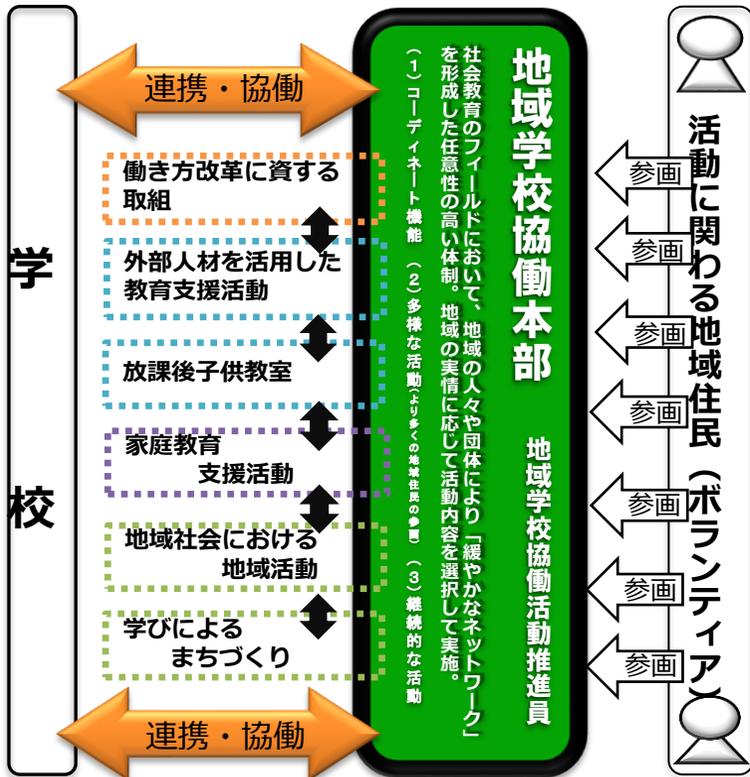
- ①コーディネート機能
- ②多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

体制（ネットワーク）なので、3要素が揃っていれば、必ずしも会議体や事務所を設けないといけないものではない

### 地域学校協働本部の定義 (中教審答申より)

- 地域と学校が子供たちの育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、取組を以下の方向へ発展させていく
  - 「支援」 → 「連携・協働」へ
  - 「個別の活動」 → 「総合化・ネットワーク化」

### イメージ



### なぜ地域学校協働本部を整備するのか？ ～3つの要素から～

#### ①コーディネート機能

- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター含む）を中心に、地域学校協働活動全体としての目標・ねらいが共有できる。
- 様々な分野に強みを持つ人々が集うことにより、コーディネーター個人を超えた、より広い地域人材の確保・ネットワークの構築が可能に。

#### ②多様な活動

- 多様な人材・活動がつながることにより、興味関心や思いを同じくする仲間ができ、そこから新たな活動が生まれる。
- 実施する活動が多種多様なものになることにより、参加できる活動やメニューが広がるため、活動に参加できる子供や地域の方が増える。

#### ③継続的な活動

- 関係する様々な人材が有するネットワークを活用できるため、コーディネーター個人の人脈に依存せず、継続的に活動することが可能に。
- 様々な活動・人材の情報を共有できるため、活動間での偏り（参加される地域の方の人数、開催場所、時間等）を調整し、安定的に活動が可能に。

## 2. (4)地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究

### 目的

学校を核として地域力の強化を図るためには、保護者や地域住民が学校や子供たちの教育活動に参画し、支援をするだけでなく、学校が地域コミュニティの中核となる双方向の協働体制の構築を図るとともに、企業・団体等が協力して学校を核とした関係者のネットワークの構築を図る必要があることから、先進モデル開発のための実証的な共同研究等を行う。

### 事業概要

#### 現状把握

##### (1)コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の実施状況調査

- 全国の教育委員会に対する悉皆調査を実施し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の全国での実施状況について調査する。

#### 効果検証

##### (2) 地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究

- 地域とのつながりが小中学校と比べ少ない**高等学校等**において、**コミュニティ・スクールの導入を促進**し、地域と学校の連携・協働体制を構築するため、課題や効果的な推進方策についての調査研究を行い、モデルを構築し、全国的な横展開を図る。
- 地域（学校・地域学校協働本部単位）での連携・協働体制や活動の状況が見える化し、それぞれの地域の中で、現状の把握と今後の取組の改善を行うためツールである**CSポートフォリオ**について、自治体での活用促進を図る。

##### (3) 地域学校協働活動の効果検証のための実証研究

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを活用して**学校における働き方改革に資する取組**を実施する自治体が、その取り組みの実態を把握し、効果を検証することで、**教師の負担軽減等に繋がるような効果的な取組**を推進することができるよう、その**効果検証モデルを構築**し、横展開を図る。

#### 成果普及

##### (4) 地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催

- 地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象とした**フォーラムを開催**。
- 関係者同士のネットワークを構築するとともに、取組を全国に広げ、全ての子供たちにおける教育活動の質向上を図る。
- 3～4地域での開催を予定。

### 目標

- 全ての公立学校における学校運営協議会制度の導入
- 全小中学校区における地域学校協働活動の実施

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制の構築

## 2. (4) CSポートフォリオの活用促進

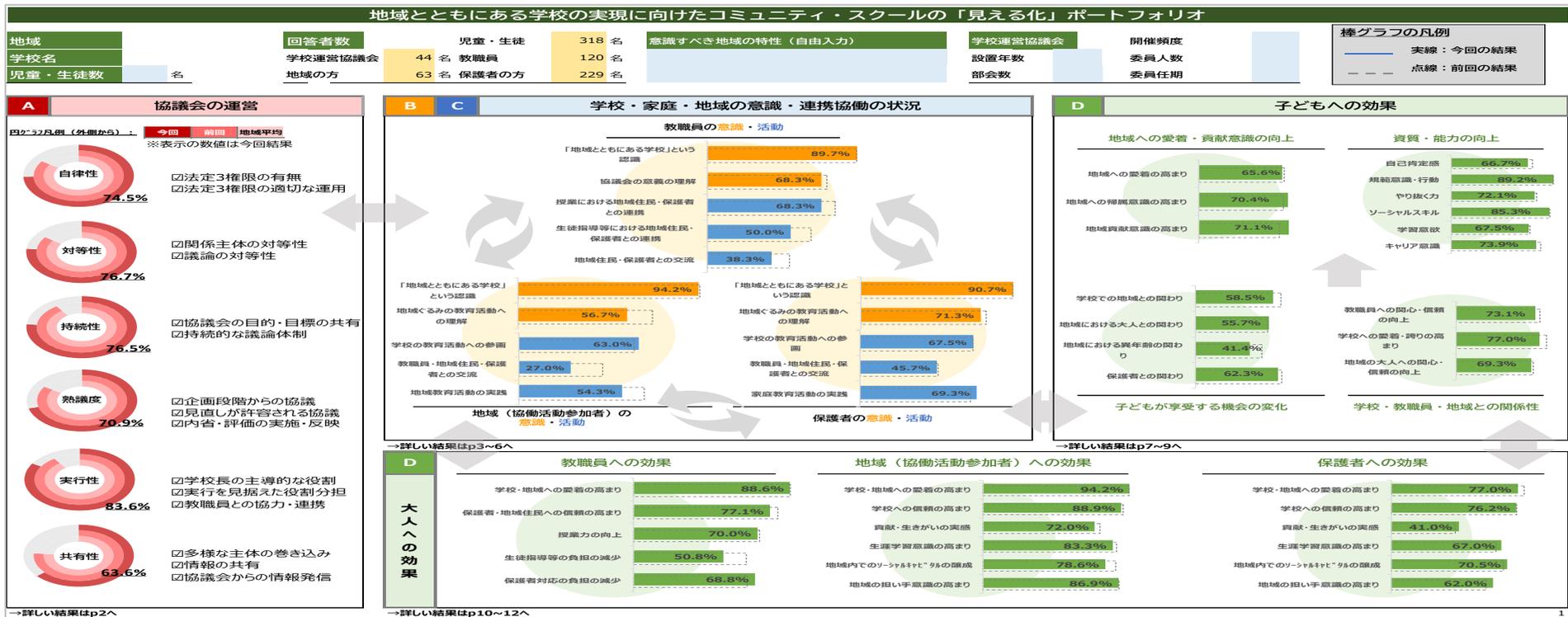
# CSポートフォリオ = 自己診断ツール

協議会の  
運営状況

学校・家庭・地域の  
意識  
連携協働の状況

子どもへの  
効果

大人への  
効果



コミュニティ・スクールの効果を可視化

学校運営協議会の質的向上につなげる

## 2. (4)地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る



3/20 推進フォーラム2022.0/11



開催地	期日等	実施方法	主催
兵庫県	6月11日 (土)	会場参集 (WEB配信併用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省</li> <li>・兵庫県</li> <li>・兵庫県教育委員会</li> <li>・全国コミュニティ・スクール連絡協議会</li> </ul>
玖珠町 (大分県)	10月29日 (土)	会場参集 (WEB配信併用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省</li> <li>・大分県教育委員会</li> <li>・玖珠町教育委員会</li> <li>・全国コミュニティ・スクール連絡協議会</li> </ul>
文部科学省	令和5年2月予定 (文部科学大臣表彰を含む)	会場参集 (WEB配信併用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省</li> </ul>

↓玖珠町フォーラムのWeb視聴はこちらから(10/23日申込×切)↓  
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/2022/09/2022kusu2.html>

## 2.(5)① 学校運営協議会の設置に関する地方財政措置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

<具体的な措置内容>

### 令和4年度 文教関係地方財政措置

#### ◇学校運営協議会の設置

学校運営協議会を設置する学校に対し、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費として、積算上、学校運営協議会委員報酬及び会議費等を措置



来年度以降も、引き続き、地方交付税として地方財政措置を申請中。

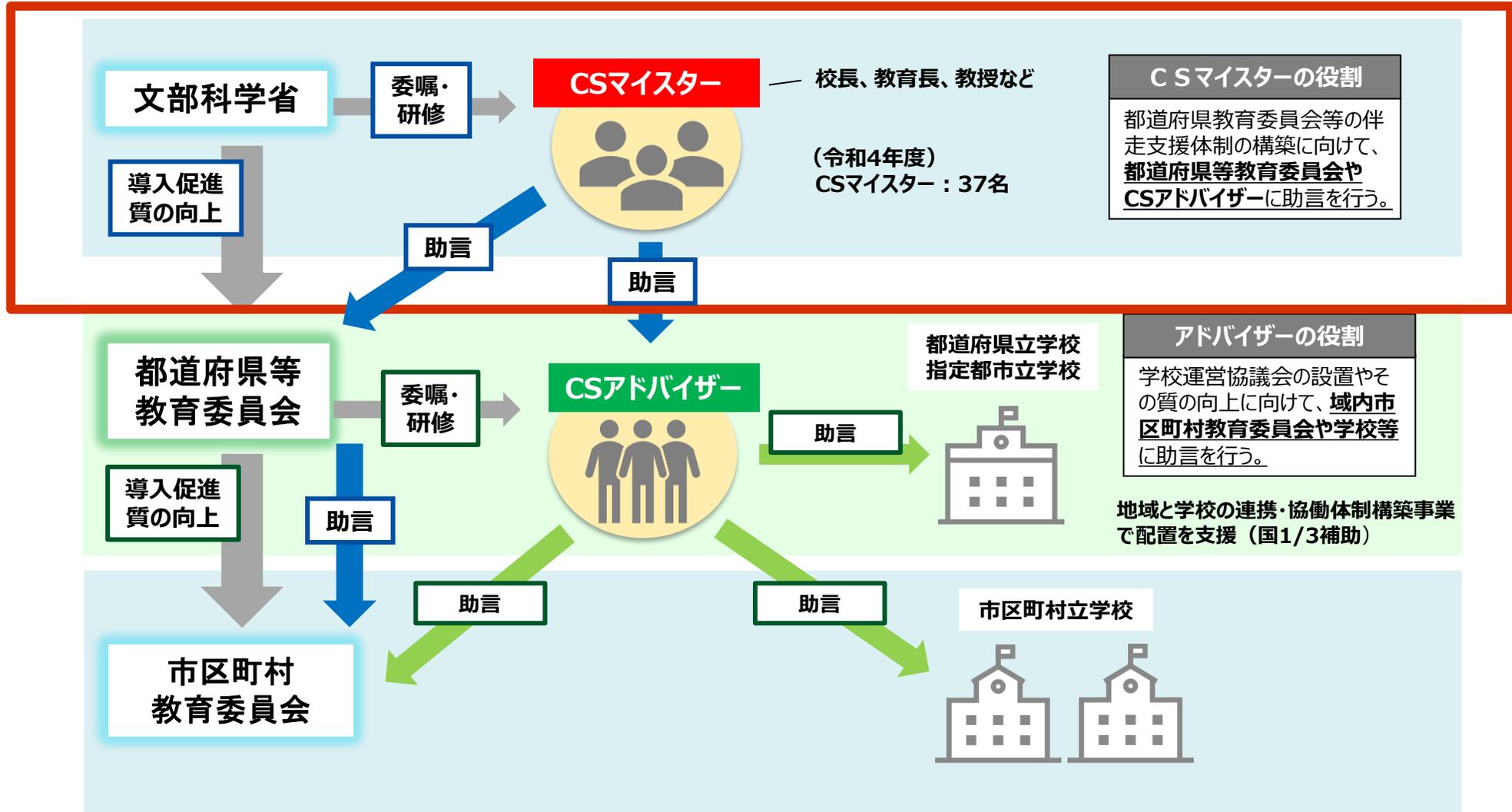
#### 【留意点】

地方財政措置される以下の費用は補助金の補助対象外となる

- ・学校運営協議会委員報酬
- ・学校運営協議会の会議費

## 2. (5) ② CSマイスターの派遣について

- 都道府県・指定都市教育委員会は、コミュニティ・スクールについて豊かな知識と実践を有する者をアドバイザーとして配置し、域内の市区町村教育委員会や各学校に継続的な助言を行う。
- 文部科学省が委嘱するCSマイスターは、都道府県教育委員会等やCSアドバイザーに助言を行い、都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築を支援する。



## 2. (5) ② CSマイスターの派遣について

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱。
- 学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図ろうとする教育委員会等からの依頼に応じて、助言及び支援を行うとともに、コミュニティ・スクールの導入が進んでいない教育委員会への導入促進に向けた積極的な働きかけを行うなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を全国的に推進するために必要な支援を行うもの。

### 令和4年度CSマイスター名簿（予定）（37名） 令和4年3月末更新（マイスターの所属・役職は更新時点のもの）

青井 静	香川県飯山中学校区地域学校協働本部コーディネーター	相田 康弘	山口県教育庁義務教育課 主幹
赤松 梨江子	徳島県東みよし町立三加茂中学校 事務室長	高木 和久	びわこ学院大学 非常勤講師
朝倉 美由紀	埼玉県ふじみ野市立大井小学校 校長	高野 睦	秋田県由利本荘市立西目中学校 校長
新谷 さゆり	岐阜県白川村教育委員会事務局 社会教育主事	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
安齋 宏之	福島県本宮市立本宮まゆみ小学校 校長	玉利 勇二	社会福祉法人スマイリング・パーク 顧問・統括施設長
井上 尚子	東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会 会長職務代理者	出口 寿久	北海道科学大学 教授
今泉 良正	一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟 理事長	取釜 宏行	一般社団法人まなびのみなと 代表理事
大谷 裕美子	ゆめ☆まなびネット 代表	西 孝一郎	京都光華女子大学 准教授
大山 賢一	新潟薬科大学 非常勤講師	西 祐樹	福岡県春日市財政課 主任
翁長 有希	一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク 理事	西村 久仁夫	一般社団法人コミスクえひめ 代表理事
梶原 敏明	大分県玖珠町教育委員会 教育長	布川 元	山形県大石田町教育委員会 元教育長
風岡 治	愛知教育大学 教授	野澤 令照	宮城教育大学 学長付特任教授
岸 裕司	スクール・コミュニティ研究会 代表	福田 範史	鳥取県南部町教育委員会 教育長
黒瀬 忠行	高知県佐川町立黒岩小学校 校長	前川 浩一	長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター
香山 真一	岡山県青少年教育センター閑谷学校 所長 (※)	増淵 広美	神奈川県立総合教育センター教育相談部教育相談課 教育相談専門員
小西 哲也	山口県地域連携教育推進協議会 顧問	宮田 幸治	広島県府中市教育委員会学校教育課 主幹
小見 まいこ	NPO法人みらいざworks 代表理事	森 保之	福岡教育大学教職大学院 副学長 教授
鈴木 廣志	栃木市地域政策課 栃木公民館係 社会教育指導員	安田 隆人	岡山県浅口市立寄島小学校 校長
		四柳 千夏子	一般社団法人みたかSCサポートネット 代表理事

### CSマイスター派遣実績

(※は新規)

▶ 令和元年度 延べ595箇所 ▶ 令和2年度 延べ339箇所 ▶ 令和3年度（2月末現在） 延べ502箇所

# 2. (5) ③「新・放課後子ども総合プラン」の推進

(平成30年9月14日策定・公表)

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

## 目標等

### 【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

## 取組の現状

### 放課後子供教室（文部科学省）

### 放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
令和4年度予算案	69億円の内数	1,065.2億円
実施数	16,511教室 	26,925か所 
一体型	5,885か所	
登録児童数	—	1,348,275人
新規開設分の小学校での割合	—	57% (4,841か所のうち2,738か所)
実施場所	小学校 75.6%、その他（公民館、中学校など）24.4%	小学校 53.4%、その他（児童館、公的施設など）46.6%

※放課後子供教室の教室数（令和3年度に実施する活動数）及び実施場所は令和4年1月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和3年5月時点の数値を記載  
※令和4年1月時点更新

## 2.(5)③「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体型の例

### 【新・放課後子ども総合プラン】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

#### 放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

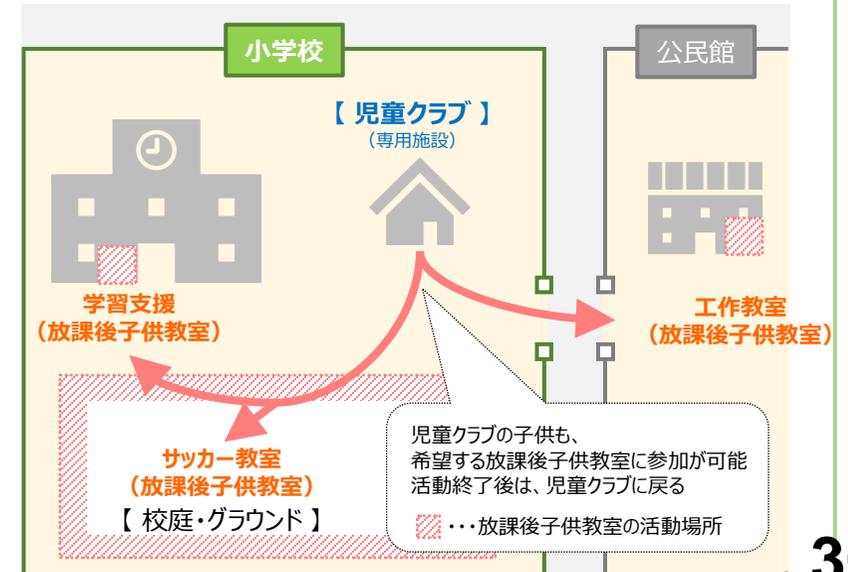
#### 放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

#### 隣接施設等も活用した一体型のイメージ

▶ 同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)		〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月		月	実施なし
火		火	
水	15:30～18:30	水	15:30～17:30 グラウンド 余裕教室
木	学校敷地 内 専用施設	木	(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援
金		金	実施なし
土	08:30～18:30	土	10:00～12:00 公民館 (隣接)
日	実施なし	日	(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室



## 2.(5)④ 学校と地域でつくる学びの未来ホームページ

地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等のほか、ホームページを御覧になれる方（自治体、学校関係者、保護者地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載。

学校と地域でつくる  
学びの未来  
School Home Community

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

文字 標準 拡大 背景色 標準 黒 青

よくある質問 ▶ 初めての方へ ▶ サイトマップ ▶ SNS ▶ お問い合わせ (2文字以上のキーワードを入力) 検索

自治体の方 | 学校教職員の方 | 地域学校協働活動推進員 (コーディネーター)の方 | 保護者・地域の方 | 企業・団体の方

ホーム | 国の取組 | 全国を取組事例 | 企業等による教育プログラム | 関連資料・パンフレット

地域みんなの力で  
子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、  
教育と子供たちの明日へ心を寄せる  
すべての方々に支えられています。

一時停止

未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。



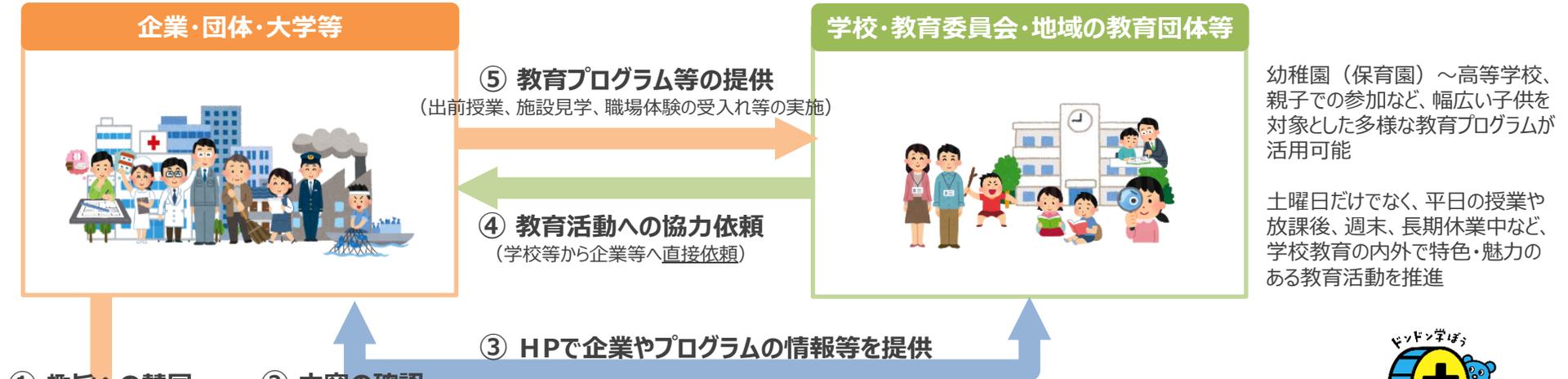
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学びの未来”で検索

# 2.(5)④土曜学習応援団について

## ～企業・団体等の出前授業により、特色・魅力ある教育活動を推進～

文部科学省では、平成26年（2014年）4月より、子供たちの豊かな学びを支えるため、取組の趣旨に賛同いただいた企業・団体等が提供する多様な教育プログラム等を「土曜学習応援団」として登録し、土曜日をはじめ、平日の授業や放課後、夏休み等に、出前授業や施設見学、職場体験の受入れなど、多様な機会を提供することで、特色・魅力のある教育活動を推進。

### 【仕組みの概要】



① 趣旨への賛同  
登録の申請

② 内容の確認  
HPに掲載

**文部科学省**

文部科学省HP（学校と地域でつくる学びの未来HP）

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html>

実社会で活躍する企業・団体等が提供する多様な教育プログラム **土曜学習応援団**

取組趣旨に賛同する登録企業・団体数：**873**団体（令和4年5月1日時点）

（令和3年度 新規登録企業・団体数：48団体）

### 【プログラムの例】



化学の不思議を伝える「化学実験教室」



災害に備える力を養う「防災教室」



地球温暖化を考える  
燃料電池を使用した「発電実験教室」



## 2. (5)④コミュニティ・スクール、地域学校協働活動に関するパンフレット等

### ◇ これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくための基本的な考え方について分かりやすく解説しています。



### ◇ 学校運営協議会設置の手引き (令和元年度版)

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。

導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。



### ◇ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（参考の手引）

教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。

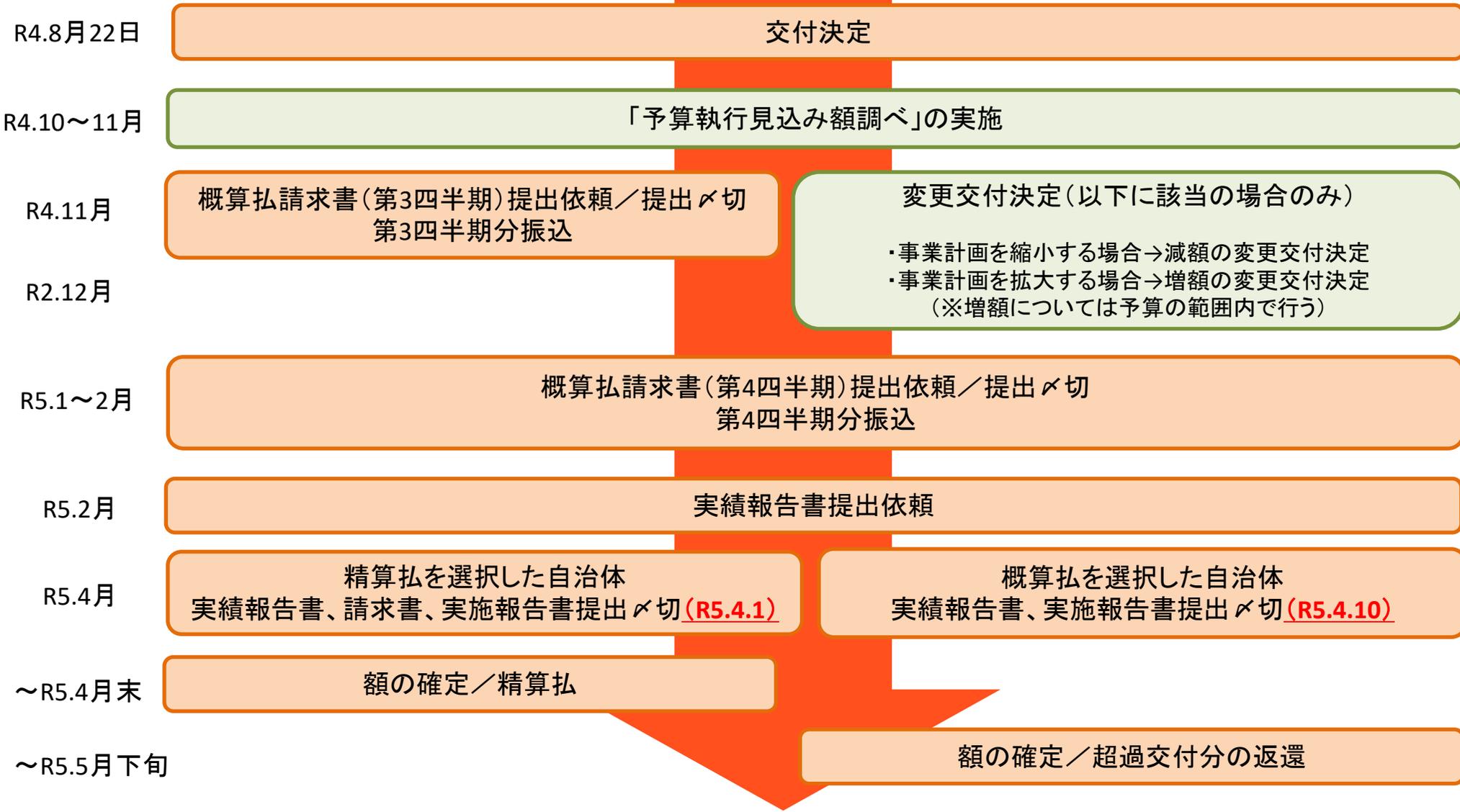


### **3. 今後の事業スケジュール 及び事業実施における注意事項について**

#### **(1) 事業のスケジュール**

#### **(2) 事業実施における注意事項**

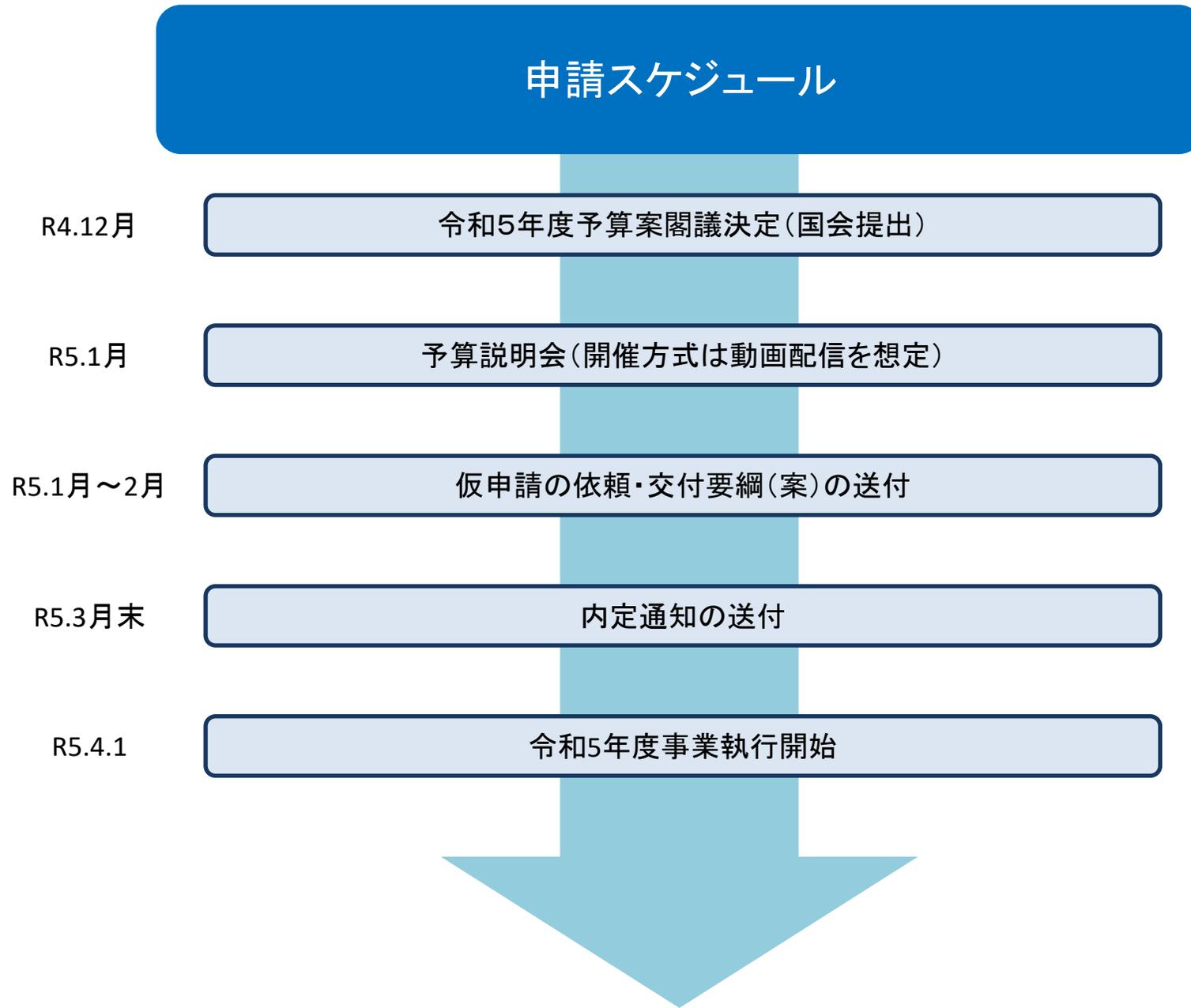
### 3. (1)令和4年度の事業スケジュール(予定)



※1 実績報告書は「補助事業を完了した日から30日を経過した日又はR5.4.10のいずれか早い日」が提出期日であり、これを過ぎた場合は要綱違反となりますので御留意願います。

※2 要綱上は「※1」が提出期日ですが、確定・支払作業を効率的に行うため、できるだけ早い提出をお願いしています。

### 3. (1) 令和5年度の事業スケジュール(予定)



### 3. (2)事業実施における注意事項①

## 【要注意：不適切経理について】

**不適切経理（返納）案件が多発**しています。

- 実績報告書提出前の確認を強化（複数名による確認を）
- 都道府県においては、間接補助先が提出する会計書類を、文科省に提出する前にしっかりと確認することが必要

### 〈よくある「不適切経理」の事例〉

- 謝金の**二重払い、過払い**（出勤簿等の確認漏れや、放課後子供教室の標準的な日数・時間を超えた支出など）
- 消耗品の**年度末執行**（年度末における年度内に使用しないコピー用紙の大量購入など）
- 本補助事業における**補助対象外経費**に該当する支出（備品、子供たちの保険料、修繕費、料理教室等における子供たちの食材費など）
- 補助金担当者と事業実施担当者が異なることによる実績報告書の誤り

→ 不適切経理が発生した場合は、**全ての会計書類の提出を求めます。**

## 3. (2)事業実施における注意事項②

### 【これまでの補助金返納事案】

以下の事案について、補助金の執行上不適切なものとして返還措置を講じています。

#### 〈事案の概要〉

- 地域学校協働活動推進員への謝金の支払いについて、実際の活動時間に謝金単価を乗じた金額のみを国庫補助対象としていたところ、実際には活動していない時間（有給休暇等）を含めて補助対象経費を算定していた。
- 放課後子供教室を児童館で実施する際、児童館職員を「放課後子供教室に従事させる者」として兼務させていたが、児童館職員として勤務している時間と放課後子供教室に従事している時間との切り分けができておらず、実際に従事した時間に基づかない方法で謝金の支払金額を算定していた。
- 年度の途中までは実績額を計上していたものの、年度の途中以降は支出見込額を実績として実績報告書に計上し、実際の支出額が報告書における補助対象経費とは異なる額となっていた。

## 3. (2)事業実施における注意事項③

### 【補助対象外経費について】

よくある質問

#### 〈備品と消耗品の違い〉

本補助金においては、一部事業における例外を除き、**備品の購入はできません**。

なお、この場合の備品とは、「**1個当たりの金額が3万円以上**」です（3万円未満のものは消耗品）。

ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではありません。

(参照:学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領)

#### 〈修繕費〉

学校設備などの**修繕費は補助対象外**です。

※ 放課後子供教室及び平成27年度と28年度補正予算に係る補助金で購入した備品に対する修理費用は、国庫補助率1/3の補助金において、補助対象経費として計上いただきたくありません。ただし、「雑役務費」として取り扱うこととします。

#### 〈保険料〉

活動に参加する**子供たちの保険料**（一部事業を除く）、ボランティア等の**雇用保険**は、補助金の**対象外**です。

※ 保険料を補助対象経費として計上する場合は、保険加入者一覧等の関係書類を保管しておく必要があります。

### 3. (2)事業実施における注意事項④

## 【補助対象外経費について】

よくある質問

### 〈謝金〉

謝金の支給対象者であっても、日誌や活動記録などで活動時間が確認できない者への謝金は補助対象外経費です。

※ 謝金を補助対象経費として計上する場合は、以下のような関係書類を保管しておく必要があります（外部に業務委託を行う場合も同様です）

- ・ 出勤簿（活動時間が確認できるもの）
- ・ 領収書（又は支出命令原義書） 等

### 〈「地域と学校の連携・協働体制構築事業」における謝金支払いに係る例〉

例①コーディネーターの謝金単価が地方公共団体の規定により、活動時間に関わらず1日当たり2,000円と定められており、出勤簿での活動時間管理を行っていない。

⇒ 本コーディネーターに係る謝金は、全額補助対象外

例②コーディネーターの謝金単価が1時間当たり1,480円であるA市において、活動時間に関わらず、毎月30,000円の謝金を支払っている。

ある月の活動時間：20時間 →  $1,480円 \times 20h = 29,600円$  ⇒ 29,600円が対象経費で、残りの400円は対象外経費

ある月の活動時間：25時間 →  $1,480円 \times 25h = 37,000円$  ⇒ 全額（30,000円）が対象経費

※実際の謝金の支払いに当たっては、各事業の実施要領に基づき、適切に取り扱うこと。

### 3. (2)事業実施における注意事項⑤

## 【補助対象外経費について】

よくある質問

### 〈会議費〉

補助対象経費となるのは出席した人数分の水又はお茶代のみであり、**以下のものは補助対象外経費**です。

- ・会議のための**茶菓子**
- ・**コーヒーやジュース等**
- ・**カウントできないお茶の葉やコーヒーの粉**

※ 自治体の会計規則等において別途定めがある場合は対象経費として認められる場合があります。  
その場合、文部科学省まで当該会計規則等の提出が必要となりますので、御用意ください。

また、**イベント参加者に対して**ペットボトルのお茶を配布したような場合は、**会議費に当たりません**ので、**補助対象外経費**です。（熱中症対策であっても、事前・事後に全員に配布するお茶は、会議費の対象とはなりません）

※ 会議費を補助対象経費として計上する場合は、開催通知、出席者一覧、議事録等の関係書類を保管しておく必要があります（出席者の数と、購入したペットボトルの数が一致する必要があります）

### 3. (2)事業実施における注意事項⑥

## 【補助対象外経費について】

よくある質問

### 〈旅費・交通費〉

活動に参加する子供たちの旅費・交通費など受益者で負担すべきものは補助対象となりません。

また、各事業におけるスタッフ、ボランティア等に対する旅費・交通費の支給の範囲、条件等については、各事業の実施要領を必ずご確認ください。

### 〈教材費〉

料理教室における材料費（食材費）など受益者で負担すべきものは補助対象となりません。

### 〈消耗品〉

本補助金における各事業は単年度事業であるため、次年度準備のための消耗品の購入は補助対象となりません。

### 3. (2)事業実施における注意事項⑦

## 【委託費について】

よくある質問

### 〈事業の実施主体〉

本プランの各事業の**実施主体は都道府県、市町村**です。

したがって、**実施主体そのものが変わる形での事業の実施**（市町村への間接補助を除く団体への補助金、助成金、負担金等の支出）**はできません**。

### 〈委託できる業務の範囲〉

事業の**すべてを外部委託することはできません**。委託できるのは事業の一部であって、行政が直接執行するよりも効率的かつ効果的である場合です。

なお、**以下の取組は自治体が責任をもって実施すべき**であることから、**委託することはできません**。

- 推進委員会・運営委員会の設置
- 取組の方向性についての検討や事業の検証・評価

## 3. (2) 事業実施における注意事項⑧

### 【委託費について】

よくある質問

#### 〈事業受託先による経費の支出に係る会計基準〉

外部団体に事業を委託する場合でも、会計上の基準等は自治体が直接実施する場合と同様です。

そのため、実施要領において定めのない費目（交際費や施設整備費など）は補助対象経費に計上できません。

#### 〈委託費の精算・額の確定〉

委託費を補助対象経費として計上する場合は、以下のような関係書類を保管しておく必要があります。

- 契約書など支出の根拠となる資料
- 事業実施報告書など事業の遂行が確認できるもの
- 委託業務に係る金額の確定に要する資料（スタッフの出勤簿や消耗品等に係る支出明細など）

### 3. (2)事業実施における注意事項⑨

## 【委託費について】

よくある質問

### 〈その他〉

- ① 委託した業務についても、**実施主体は都道府県・市町村**あることから、**業務受託先の取組や経費の執行に関しては十分にご確認願います**。（業務受託先の経費執行に誤りがあるケースが散見されます。）
- ② 本事業の目的は、地域住民の自主的な参画により地域の教育力の向上を図り、**地域全体で子供たちを育む体制づくりを推進すること**です。  
そのため、外部団体に委託する場合であっても、**活動のすべてを受託先で実施するのではなく、地域住民の幅広い参画が得られるよう工夫を図る**など、本事業の趣旨を踏まえた取組をお願いいたします。

# 御清聴、ありがとうございました！

## 本動画の内容に関する御問合せ先

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
地域学校協働活動推進室事業係

Mail: [sokushin@mext.go.jp](mailto:sokushin@mext.go.jp)



文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN